

平成30年3月12日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年3月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

2番	池田 清茂	委員
3番	池田 龍子	委員
4番	石井 孝雄	委員
5番	稲富 克紀	委員
6番	上村 孝二	委員
7番	内田 洋一	委員
9番	笠 幸夫	委員
10番	古賀 誠一	委員
11番	古賀 喜治	委員
12番	坂井 康孝	委員
13番	平 壯一	委員
14番	田中 文	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富松 隆晴	委員
19番	日比生和雄	委員
20番	深川 嘉穂	委員
21番	松延 洋一	委員
22番	馬渡恵美子	委員
23番	森崎 康洋	委員
24番	諸藤 澄夫	委員

欠席委員は次のとおりである。

飯田三津雄 委員 緒方 義範 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 皆さん、おはようございます。本日は定員数23名中、21名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をいたしております。

それでは会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、ただいまから3月の農業委員会総会を開催いたします。  
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案1ページをお開きください。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から2ページ、10番までの10件です。

3ページをお願いいたします。

西部地域、11番から4ページ、17番までの7件です。

4ページをお願いいたします。

競売、不動産買受適格証明、東部地域、18番から20番までの3件です。

なお、2ページ、審議番号6番については、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の利用に供すると認められる場合は、農地所有適格法人でなくとも不許可の例外として農地を取得できるとされております。

次に3ページ、審議番号14番については、下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号において、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められる場合は例外にするとされております。今回の申請は、ハウスでのキュウリ栽培ということであり、集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げるものとして、下限面積の例外規定を適用しております。

次に、審議番号17番については、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、8ページ、11番と関連案件となっており、三潞町玉満68㎡との交換となります。

次に、審議番号18番から20番については、農地法施行令第10条第1項第1号の規定に

より、競売、公売、遺贈による場合は単独申請が可能となっており、今回は競売の案件でありますので単独申請となっております。

なお、18番から20番の案件については、同一の農地に対して御三方が申請をなされているものとなります。

以上、1番から20番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

**議 長** 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号14番は、長門石の新規就農者の取得案件でありますので、私、笠と田中祥晃委員、そして事務局の職員と3名にて新規就農者の聞き取り調査を行っておりますので、事務局より報告をいたします。事務局、報告をお願いします。

**事 務 局** 審議番号14番の新規就農の件につきまして、2月21日に笠会長、田中祥晃推進委員及び農業委員会事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人、\*\*\*\*氏は、現在、\*\*\*\*に住んでおり、今回、長門石町の農地を取得して農業を始める予定です。営農計画は、ハウス栽培にてキュウリをつくられる予定です。

農業経験は、過去、\*\*\*\*に勤められていた際に、キュウリの施設栽培やハウレンソウの露地栽培を行われていたとのことでした。また、\*\*\*\*として、キュウリやハウレンソウの営農指導をされていた経験もお持ちです。

就農後の相談相手については、今後キュウリ部会に加入し、部会での研修や地元のキュウリ農家から指導を受ける予定とのことでした。農機具については、管理機、動力噴霧器、トラクター、軽トラック、炭酸ガス発生器を融資にて取得される予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、また、市の認定新規就農者の認定も受けられているということから、地域の農業の担い手としての活躍も見込めるものと考えられます。

また、3月2日に行われた西部審査会においても、ヒアリング結果について報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、審議番号14番について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案5ページをお開きください。  
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、山本町耳納、畑、959のうち500㎡、申請理由、申請地に店舗を設置するものです。  
西部地域、2番、1件です。  
2番、申請地、藤山町、畑、860㎡、申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもので農地改良行為となります。  
農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。  
なお、今回は県農業会議での意見聴取案件はありません。  
以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思い

ます。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**石井副会長** それでは、東部審査会からです。

審議ナンバーは1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。

転用目的は、店舗を設置するものです。

申請地は、山本小学校から北東へ約650m、道の駅くるめから南東へ約1.2kmのところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、南側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、申請地の北側にある既存の合併浄化槽へ接続されます。

被害防除につきましては、既存コンクリートブロックを利用して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

当該申請案件について、排水承諾書、添付書類を確認しております。

以上の1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないと判断をしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**松延副会長** 続きまして、西部審査会について報告いたします。

審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。

転用目的は、畑として転用するため、盛土を行う農地改良行為に伴った一時転用です。

申請地は、青陵中学校から北東へ約800m、久留米市斎場から南へ約800mのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下により既存の排水施設へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工及び草の種子の吹きつけをして土砂の流出を防ぐ計画となっております。

この申請案件について、排水承諾書など添付書類を確認しております。

以上1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断をしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** 今、説明をいたしましたけれども、2番目の案件の一時転用期間について事務局から説明をお願いします。

**事務局** 補足説明をさせていただきます。

審議番号2番、一時転用許可期間、許可後から平成33年3月9日までとなっておりますけれども、こちら、一時転用許可期間、最長で3年間という規定がございます。今、工事施工者に話を伺いましたところ、公共事業からの発生土等も利用されるということになりますので、そちらの工事状況に受け入れ計画が左右されるというところから3年間をかけて行いたいというところで聞き取りをさせていただきましたので、最長期間というところで3年間を提出させていただいているところでございます。

**議 長** ありがとうございます。以上で、審査会からの報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** それでは御質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案6ページをお開きください。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番、2件です。

1番、申請地、善導寺町飯田、畑、918㎡、申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。

2番、申請地、田主丸町益生田、田2筆、計1,790㎡、申請理由、申請地を取得し、集合住宅2棟16戸を建築するものです。

西部地域、3番から、8ページ、11番までの9件です。

3番、申請地、安武町安武本、田、58㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

4番、申請地、安武町安武本、田、163㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7ページをお開きください。

5番、申請地、城島町浮島、田2筆、計897㎡、申請理由、申請地を借り受けて、農業用資材置き場・作業場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、城島町江上、田2筆、計1,519㎡、申請理由、申請地を取得し、建設機械及び資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、三潞町田川、田、9.10㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、三潞町西牟田、畑、66㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

9番、申請地、三潞町高三潞、田2筆、計458㎡、申請理由、申請地を取得し、建売住宅2戸を建築するものです。



農地区分は、第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、三潞町高三潞、田、229㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお開きください。

11番、申請地、三潞町玉満、田畑3筆、計216.70㎡、申請理由、申請地を取得し、農業用倉庫の建築及び通作路として利用するものです。なお譲受人の所有地も同時に転用されますので、農地法第4条による同時申請となっております。また、先ほどもありましたが、第1号議案17番の三潞町玉満68㎡と交換となっております。

なお、審議番号6番につきましては、県農業会議への意見聴取案件となっております。

以上で第3号議案の説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**石井副会長** それでは、東部審査会からです。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は、農家住宅を建築するものです。

申請地は、JR善導寺駅から北へ約900m、善導寺小学校から東へ約700mのところに位置しています。

農地区分につきましては、市街化が見込まれる区域として、市街地に隣接する区域内にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、西側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、東側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックの利用及び法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。

転用の目的は、集合住宅2棟16戸を建築するものです。

申請地は、田主丸総合支所から南へ約1km、田主丸中央病院から南東へ約600mのところ

に位置しています。  
農地区分については、JR田主丸駅から約580m、宅地化率41.28%の区域内にある農地

でありますので、第2種農地と判断しております。  
雨水排水ですが、敷地内に新設する溜枡を経由して、南側道路に新設される道路側溝へ放流

されます。汚水、生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。  
これら全ての申請案件について、排水承諾等、書類を確認いたしております。  
以上2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査

**松延副会長**　　続きまして、西部地区から審議番号3番について説明をいたします。地図ナンバーは5番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、安武保育園から南へ約250m、住吉保育園から北へ約1kmのところ

に位置します。  
農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって500m以内

に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しています。  
雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、南側道路側溝へ放流

されます。汚水、生活雑排水につきましては、南側道路に埋設された市下水道へ接続

されます。  
被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック及び縁石を新設して、土砂

の流出を防ぐ計画となっております。  
続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。  
申請地は、安武小学校から南へ約250m、住吉保育園から北へ約1kmのところ

に位置します。  
農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり

ありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、西側道路に新設される側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、西側市道に埋設される市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック及び縁石を新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

転用目的は、農業用資材置場及び作業場として利用するものです。

申請地は、浮島小学校から北西へ約550mのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により敷地周辺に新設する素掘り水路を経由して、南側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲に法面施工を行い、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

転用目的は、建設機械及び資材置場として利用するものです。

申請地は、江上小学校から北西へ約200m、城島総合支所より南へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用の目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により敷地内に新設する溜枡を経由して、東及び西側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地拡張を行うものですが、申請時は既に施工済みでありましたので、始末書付きの申請でございます。

申請地は、JR西牟田駅から北西へ約2km、西牟田小学校より北へ約1.8kmのところ

に位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側の水路へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防いであります。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用の目的は、自己用住宅の敷地拡張を行うものです。

申請地は、J R 西牟田駅から北西へ約350m、西牟田小学校より北東へ1.3kmのところに位置します。

農地区分については、J R 西牟田駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地として判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により敷地内の既存溜枡を経由して、西側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して西側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、建て売り住宅を建築するものです。

申請地は、三潞小学校から西へ約600m、三潞中学校より北へ約1.8kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、北側道路に新設される側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三瀨小学校から西へ約600m、三瀨中学校より北へ1.8kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、北側道路に新設される側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、北側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号11番について説明をいたします。地図ナンバーは13番です。転用目的は、農業用倉庫の建築及び進入路を設置するものですが、既に施工済みでありましたので、始末書付きの申請となっております。

本案件申請地と第1号議案17号の案件の農地と交換により、それぞれ取得されるものです。さらに申請地内2筆の農地につきましては、譲受人自身が所有する農地ありますので農地法第4条の同時申請案件となっております。

申請地は、犬塚小学校から北へ約250m、三瀨中学校より南西へ350mのところに位置します。

農地区分については、犬塚小学校から約350mの区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、地下浸透にて処理されてあります。汚水、生活雑排水については発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して、土砂の流出を防いであります。

これら全ての案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上9件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いをいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、「第4号議案 非農地証明について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案9ページをお開きください。

「第4号議案 非農地証明について」

非農地証明願が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町志塚島、田、105㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは14番となります。

西部地域、2番、1件です。

2番、申請地、安武町武島、田、174㎡、現況、雑種地、証明理由、農地法第4条第1項各号（第1号を除く）及び第5条第1項各号の規定により、転用許可の適用が除外されているものです。地図ナンバーは15番となります。

審議番号2番に関しまして、補足説明をさせていただきたいと思えます。

証明理由であります農地法第4条第1項各号の規定により、転用許可の適用が除外されているもの、こちらは法により転用許可申請自体の適用が除外されているものであり、いわゆる許可不要の案件ということが書かれております。また、その許可不要の案件の中に、土地改良法に基づく土地改良事業により農地以外のものに転用が行われるもの、こちらに関しましては転用許可が不要という形になっております。

2番の案件につきましては、土地所有者より筑後川土地改良区がこの土地を借り受けまして、ポンプ場を設置しておりました。その時点で許可不要の案件により、転用許可が行われておりました。こちらに関しましては、筑後川土地改良区の資料に基づき確認がとれましたので、今回、非農地証明として付議をさせていただいてい

るところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは10ページをお開きください。  
「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。  
第3区、1番、1件です。  
1番、申請人、北野町八重亀、\*\*\*\*、経営面積64,699㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
第5区、2番、1件です。  
2番、申請人、三瀨町西牟田、\*\*\*\*、経営面積293,625㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
こちらの案件ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、今回は農地所有適格法人である\*\*\*\*の構成員の\*\*\*\*が農地を取得し、法人に貸し付けるものです。そのようなことから、今回の名義登録につきましては申請

人個人の登録ではなく、\*\*\*\*の構成員としての登録をさせていただいております。

なお、議案に掲載しております農業従事者数、経営面積、資本装備については法人の内容となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められましたので付議いたします。  
第1区、1番、2番の2件です。  
1番、所在地、荒木町白口、田4筆、計1,955.88㎡、推進機構からの買い入れとなります。  
2番、所在地、宮ノ陣町若松、田2筆、計7,738㎡、推進機構からの買い入れとなります。  
第2区、3番、1件です。  
3番、所在地、田主丸町志塚島、田、2,893㎡、推進機構からの買い入れとなります。  
以上、1番から3番までの案件につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営



基盤強化促進法第18条第3項の各号要件を満たしているものと考えます。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は  
挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、  
久留米市長宛てへ通知いたします。  
続きまして、「第7号議案 農用地買入協議要請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお開きください。

「第7号議案 久留米市農業委員会農用地の買入協議要請について」  
農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買い入れ協  
議を申請したいので付議いたします。  
第1区、1番、1件です。  
1番、対象地、宮ノ陣町2丁目、田4筆、計7,882㎡、あっせん申出者、\*\*\*\*、  
申請理由、あっせん相談により地元農地利用最適化推進員によるあっせん協議を行  
い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みたが、売り渡し希望価格におい  
て調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は久留米市農業基本構想の実  
現など将来的見地から見た優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長  
への買い入れ協議申請を行うものです。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は

挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、  
久留米市長へ買い入れ協議要請を出します。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 これにて質疑を終了いたします。

したがいまして、報告第1号から報告3号までの報告事項を終わりたいと思います。

次に、お諮りをいたします。

本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10

条第2項の規定により、11番、古賀喜治委員、22番、馬渡恵美子委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。